

かくい いち ぶ く ま おおはし
一般県道覚井一武線「球磨大橋」の本復旧に係る
権限代行の決定について

○今月13日（月）に知事から国土交通大臣へ要望していた国の権限代行による球磨大橋の本復旧については、本日（17日）、国の権限代行による災害復旧事業として実施することが発表されましたのでお知らせします。

※詳細については、別紙のとおり、国土交通省九州地方整備局から報道機関へ発表されております。

お問い合わせ先

熊本県 土木部 道路都市局 道路整備課

担当：坂口、竹野

TEL：096-333-2500

MAIL：takeno-k@pref.kumamoto.lg.jp

同時発表：国土交通省

令和5年3月17日
九州地方整備局

一般県道覚井一武線「球磨大橋」の早期復旧に向け 国の権限代行による災害復旧事業に着手

○ 台風14号（令和4年9月）に伴う大雨により、熊本県が管理する一般県道覚井一武線の「球磨大橋」に損傷被災が発生し、通行止めを行っています。現在、熊本県において3月26日（日）の通行再開を目指し、仮橋等の応急復旧工事を進めているところですが、橋梁の本格的な復旧（以下、本復旧）には高度な知見と技術力が必要であることから、熊本県から国に対し、権限代行による本復旧の要望があったところです。

○ これを受け、「球磨大橋」の本復旧については、高度な技術力を要することから、国の権限代行による災害復旧事業として実施することといたしました。

○ 今後、現地の地質調査結果等を踏まえ、橋梁の架橋位置や橋梁形式の検討・設計を行い、一日も早い本復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

【直轄代行の概要】

一般県道覚井一武線「球磨大橋」（本復旧の実施）

<問い合わせ>

①災害復旧（本復旧）について

九州地方整備局 道路部 道路計画第一課 課長 松村 泰典（内線 4211）
代表電話 092-471-6331 直通電話 092-476-3529

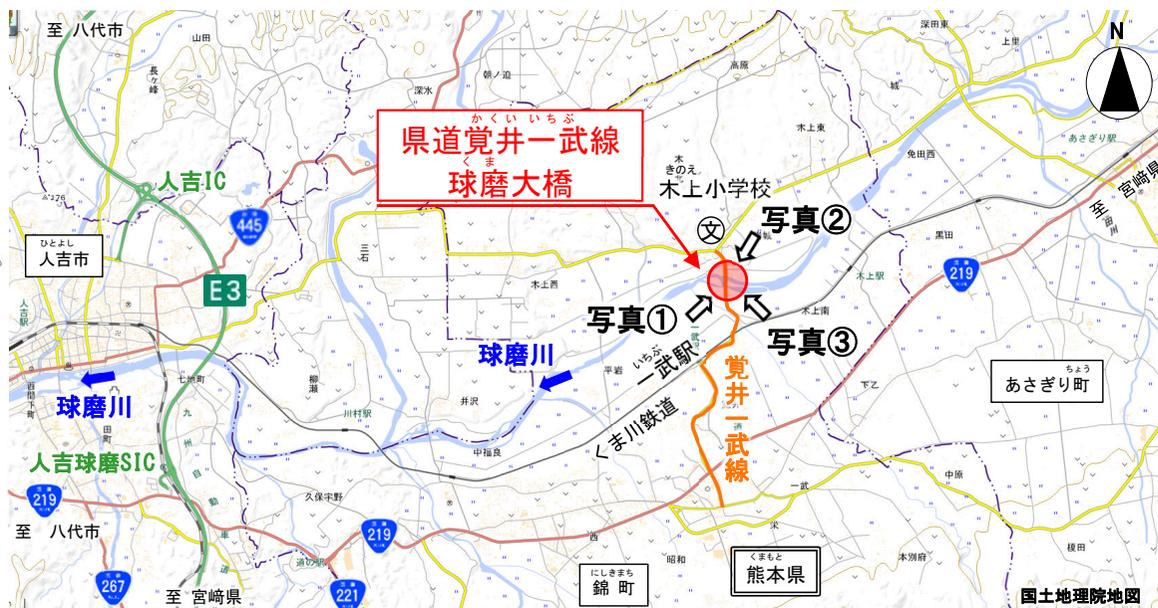
②権限代行の制度について

国土交通省 道路局 国道・技術課 課長補佐 藤坂 幸輔（内線 37842）
代表電話 03-5253-8111 直通電話 03-5253-8492

かくい いちぶ くま にしきまち 一般県道覚井一武線 球磨大橋(熊本県錦町)

位置図

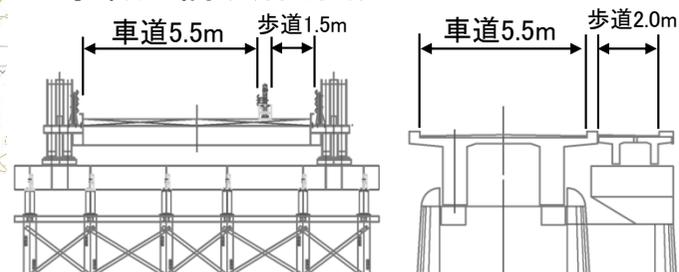
くまもと
熊本県



■球磨大橋(諸元)

路線名: 県道覚井一武線(1,061台/日)
 架設年次: 車道橋1957年(昭和32年)
 歩道橋1977年(昭和52年)
 橋長: 340.7m
 幅員: 車道5.5m、歩道2.0m
 径間数: 15径間
 構造形式: 車道橋 ゲルバー桁橋 ※1
 側道橋 PC T桁橋 ※2

■球磨大橋(断面図)



(応急組立橋)
 ※R5.3.26完成予定

(球磨大橋(既設橋))

被災後の状況

写真①



応急復旧工事の状況(3月8日現在)

写真②(右岸側より)



写真③(左岸側より)



※1 ゲルバー桁: 橋脚と橋脚の間の桁にヒンジを設けた桁
 ※2 PC T桁: 桁の断面がTの形状をしたプレストレストコンクリート製の桁

【参考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十七条（管理の特例）※令和2年5月道路法改正にて追加

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道
維持（道路の啓開のために行うものに限る。）
- 二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事